

翌年へ繰り越す特定投資株式の譲渡損失の額の計算書

〔通知書の別表の「翌年へ繰り越す特定投資株式の譲渡損失の額⑩」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。〕

1 平成 年分の特定譲渡損失の額の計算 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

		事業所得	譲渡所得	雑所得
		円	円	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額	①			
特定投資株式の価値喪失による損失の金額	②			
特定投資株式を譲渡したことにより生じた損失の金額 (① + ②)	③			
株式等に係る事業、譲渡又は雑所得の金額	④	a	b	c
特定譲渡損失の金額	⑤	d	e	f
〔⑤〕欄には、〔④〕欄の金額が赤字の場合に、その金額と〔③〕欄の金額のいずれか少ない方の金額を△印を付けずに書いてあります。ただし、〔④〕欄の金額が黒字のときは、0と書いてあります。				

2 翌年へ繰り越す特定投資株式の譲渡損失の額の計算

本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額	⑥	円	〔⑥〕欄には、次の区分に応じ次の金額が書いてあります。 (1) 「④」欄のa、b、cの金額が赤字だけの場合 a、b、cの赤字の金額の合計額を△印を付けずに書いてあります。 (2) 「④」欄のa、b、cの金額のうち赤字と黒字があり、a、b、cの金額のうち、赤字の金額の合計額が黒字の金額の合計額より多い場合 その赤字の金額の合計額とその黒字の金額の合計額とを差引計算した残額(赤字の金額)を△印を付けずに書いてあります。 (3) (1)又は(2)以外の場合 0と書いてあります。
本年分の特定譲渡損失の金額の合計額 〔⑤のd、e、fの金額の合計額〕	⑦		
本年分の特定投資株式の譲渡損失の額 〔⑥の金額と⑦の金額のうちいずれか少ない方の金額〕	⑧		
	Ⓐ 前年から繰り越された特定投資株式の譲渡損失の額	Ⓑ 本年分で差し引く損失額	本年分で差し引くことのできなかった損失額 ( Ⓐ - Ⓑ )
その前の年	円	円	
その前の年			円
その年の前年			
			⑨
翌年へ繰り越す特定投資株式の譲渡損失の額 (⑧ + ⑨)			⑩

付表の十